

(環境省と同時発表)

平成17年3月18日

経済産業省

平成15年度P R T Rデータの公表等について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要等 -

経済産業省は、環境省と共同で、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)に基づき事業者から届出のあった平成15年度の化学物質の排出量・移動量等について、同法施行後3回目の集計等を行い、今般、その結果を取りまとめました。

1. 経緯等

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)に基づき、「P R T R制度」(化学物質排出移動量届出制度)が導入されました。

P R T Rでは、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある354種類の化学物質(第一種指定化学物質)について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表することとされています。

平成16年4月から6月までの間に、平成15年度における環境への排出量・移動量について、全国およそ4万1千の事業所からの届出がありました。

経済産業省は、環境省と共同で当該排出量等を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を取りまとめました。集計結果については、ホームページ(1)等に掲載します。

また、本日3月18日から、平成15年度分の個別事業所データの開示請求の受付を開始します。(2)

(1) ホームページアドレス

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

(2) 当省における「P R T R開示窓口」の設置場所は、P5を参照。

2. 集計結果の公表について

集計結果に係る以下の資料については、ホームページにて掲載します。

経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省

[http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk^{ゼロ}0.html](http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html)

プレス発表資料

本紙のこと。

「別添」: 「平成15年度P R T Rデータの概要」のポイントをまとめたもの

「参考」: 届出排出量・移動量に関する平成15年度データと前年度までのデータ

「平成15年度P R T Rデータの概要」

事業者からの届出状況、業種別・都道府県別の届出排出量・移動量の集計結果、届出外排出量の推計結果などの概要を取りまとめたものです。

集計表

「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」(経済産業省・環境省令)に基づき集計した対象化学物質別、都道府県別、業種別(45業種)、事業所における従業員数の規模別などの集計表(4,464種類)です。

[集計表の内訳]

- ・届出排出量・移動量の集計
 - ... 全国/都道府県別 及び 全業種/業種別 : 2,208種類
- ・従業員数の規模別による平均届出排出量・移動量の集計
 - ... 全国/都道府県別 及び 業種別 : 2,160種類
- ・届出外排出量の集計
 - ... 全国/都道府県別 : 48種類
- ・移動体の排出量の集計
 - ... 全国/都道府県別 : 48種類

各集計表は、ホームページ上でcsv形式のファイルで提供します。

「平成15年度P R T R届出外排出量の推計方法等の概要」

届出外排出量の推計方法、推計の基礎としたデータを参考資料として取りまとめたものです。

3. 開示請求の手続について

化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、前記2.の集計結果の公表があった日以後、どなたでも、所定の手続を経れば、各事業所から届出のあった排出量等のデータについて、国に対して開示請求を行うことができます。

開示請求があれば、国は、請求者に対し速やかに開示を行います。なお、請求に際しては、所定の手数料が必要となります。

平成15年度データの開示請求の受付は、本日15時から開始します。

(1) 開示される情報

請求があれば、国は、事業者から届出のあった情報（届出者（事業者）や届出対象の事業所に係る情報、排出量・移動量等の情報）のうち個人情報等を除き、請求のあったすべての情報を開示します。

(2) 開示請求の方法

請求者は、事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項を明らかにすることにより、希望する事業所のデータの開示を請求することができます。

開示を請求される場合、必要事項を記載した開示請求書を「P R T R 開示窓口」に提出していただきます。

窓口への提出の方法は、P R T R 開示窓口への来訪、郵送、インターネットによる方法（ ）の3通りがあります。

(3) 開示の実施の方法

開示される情報は、用紙による交付、電子媒体（フロッピーディスク又はCD-R）による交付、インターネットによる方法（ ）のいずれかの方法により受け取ることができます。

電子媒体やインターネットにより提供される電子ファイルはテキストファイル（txt形式）であり、データベースソフトや表計算ソフトの多くで利用することができ、請求者が独自に表を作成したり集計・分析等を行うことが可能です。

() インターネットによる開示手続

インターネットにより開示請求を行う場合、インターネットを介して請求者のコンピュータにダウンロードする方法により開示を受けることができます。

インターネットによる開示手続については、経済産業省の関係ホームページをご参照ください。

(4) 開示手数料及び納付方法等

開示請求には、開示の実施の方法に応じ以下の手数料が必要となります。

開示の情報	媒体	手数料額 ¹
年度の一部のデータを開示 (一部開示)	用紙による交付	A 4 の用紙 1 枚 ² につき20円
	フロッピーディスク (FD) による交付	FD 1 枚につき80円 及び データ0.5メガバイト ³ までごとに260円
	光ディスク (CD-R) による交付	CD-R 1 枚につき200円 及び データ0.5メガバイト ³ までごとに260円
	電子情報処理組織 (電子計算機により電気通信回線で接続) による複写 ⁵	1 件につき100円 及び データ0.5メガバイト ³ までごとに240円
年度のすべてのデータを開示 (全部開示)	光ディスク (CD-R) による交付 ⁴	CD-R 1 枚につき200円 及び データ200メガバイトまでごとに900円
	電子情報処理組織 (電子計算機により電気通信回線で接続) による複写 ⁵	1 件につき100円 及び データ200メガバイトまでごとに880円

1. 用紙の枚数及びデータ量は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などによります。
2. 用紙の枚数は、1事業所当たりの平均届出物質数を考慮すると、多くの場合、1事業所1枚程度になると予想されます。
3. 1事業所当たりの平均のデータ量 (1.2 キロバイト) を考慮すると、1枚のFDに平均で約1千事業所まで、CD-Rには約48万事業所までのデータが収録可能です。
4. 平成15年度のすべてのデータは、1枚のCD-Rに収録可能です。また、今回、過年度のデータの公表後に変更のあった届出事項を修正したもの (以下「過年度修正版」という。) も併せて開示しますが、平成15年度分と併せて1枚のCD-Rにすべてのデータを収録することが可能です。
平成15年度のすべてのデータのみを1枚のCD-Rに収録したのも、過年度修正版と平成15年度の各々のすべてのデータを併せて1枚のCD-Rに収録したのも、金額は同じで、「1,100円」となります。
5. インターネットによりデータファイルを受け取る開示の実施の方法を指します。

手数料の納付は、原則として開示請求書に収入印紙を貼付して行います。

また、経済産業省のP R T R開示窓口では、来訪の請求者に限り、現金でも納付することができます。

一方、インターネットによる開示請求の場合は、請求に応じた額の開示手数料をインターネットバンキング等の金融機関の窓口 (ATM、電話、パソコン、携帯電話) から納付 (振込) していただくこととなります。

なお、郵送にて開示を希望される場合は、上記手数料の他に、開示媒体の送付に必要な額の郵便切手を添付した封筒が必要です。

(5) P R T R 開示窓口

国による P R T R の開示に係る事務を行う「P R T R 開示窓口」は、経済産業省、環境省及び他の関係事業所管省庁（防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）内に設置しています。

経済産業省及び環境省の窓口では、事業者から届け出られたすべての情報を対象に請求を受け付け開示を実施するほか、請求にあたっての事前照会、開示手続全般の問い合わせも受け付けています。

事業所管省庁の窓口においては、当該省庁の所管に係る事業者データについて、開示請求を受け付け開示を実施します。

各省庁の P R T R 開示窓口及び具体的な開示手続等については、ホームページに掲載しています。

経済産業省 化学物質排出把握管理促進法のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

なお、経済産業省の P R T R 開示窓口は下記のとおりです。

経済産業省 P R T R 開示窓口

受付： 土日祝日を除き、平日 10:00 ~ 17:00

(12:15 ~ 13:15 を除く)

ただし、本日 3 月 18 日に限り、15:00 ~ 17:00

所在地：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

経済産業省 製造産業局第 6 会議室(3 月 18 日 ~ 3 月 25 日(予定))

(本館 7 階東 3)

製造産業局化学物質管理課内(3 月 28 日以降(予定))

(本館 7 階西 6)

電話：03-3501-1511 (内線 3694 ~ 3695)

(問い合わせ先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課

担当：【集計結果関係】飛驒、尾畑、箱嶋

電話：03-3501-0080 (直通)

【開示請求関係】坂詰、石津、箱嶋

電話：03-3501-1511 (内線 3694 ~ 3695)